

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三・四（略）</p> <p>四の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第八条）に規定する障害福祉サービス事業とみなされ</p> <p>第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされ</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三・四（略）</p>

た事業を含む。)

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営営する事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業

六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを営営する事業及び知的障害者の更生相談に應ずる事業

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を営営する事業

八〇十三 （略）

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業、身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営営する事業及び身体障害者の更生相談に應ずる事業

六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを営営する事業及び知的障害者の更生相談に應ずる事業

七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を営営する事業及び同法に規定する精神障害者居宅生活支援事業

八〇十三 （略）

4

(略)

4

(略)

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。</p> <p>一 二 (略)</p> <p>三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設を経営する事業</p> <p>四 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設を経営する事業</p> <p>五 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム又は身体障害者授産施設を経営する事業</p> <p>五 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通勤寮を経営する事業</p> <p>六・七 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p>

一 (略)

二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三・四 (略)

四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

一 (略)

二 児童福祉法に規定する障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三・四 (略)

四の二 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)

五 身体障害者福祉法に規定する身体障害者相談支援事業、身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法に規定する知的障害者相談支援事業、同法に規定する知的障害者デイサービスセンターを経営する事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業

4
八十三 (略)

業
七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業

4
八十三 (略)

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）新旧対照表（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）
 （附則第六十三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 一 三（略） 四（略） 五 削除 六・七（略） 3（略） 一 一 六（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。 一 一 三（略） 三の二（略） 四 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を経営する事業 五 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する事業 六・七（略） 3（略） 一 一 六（略）</p>

七 削除

八〇十三 (略)

4 (略)

七 障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を経営する事業

八〇十三 (略)

4 (略)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童自立生活援助事業</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 児童福祉法第三十四条の三第一項の規定による届出がなされた児童居宅生活支援事業のうち児童居宅介護等事業及び児童自立生活援助事業</p> <p>二 身体障害者福祉法第二十六条第一項の規定による届出がなされた身体障害者居宅生活支援事業のうち身体障害者居宅介護等事業</p> <p>三 知的障害者福祉法第十九条による届出がなされた知的障害者居宅生活援助事業のうち知的障害者居宅介護等事業及び知的障害者地域生活援助事業</p>

3
3
13
(略)
三
(略)

3
3
13
(略)
四
(略)

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 二 三 （略）</p> <p>三の二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設</p> <p>四 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設</p> <p>五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるこ</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 二 三 （略）</p> <p>四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設</p> <p>五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者援護施設のうち知的障害者</p>

<p>ととされた同項に規定する知的障害者援護施設</p> <p>六 (略)</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者自立支援法第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業及び移動支援事業</p> <p>三 (略)</p> <p>3 13 (略)</p>	<p>更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮</p> <p>六 (略)</p> <p>2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害者自立支援法(平成十七年法律第 号)第七十九条第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)のうち居宅介護、行動援護、外出介護又は共同生活援助を行う事業</p> <p>三 (略)</p> <p>3 13 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）新旧対照表

（平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日施行）

（附則第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 削除</p> <p>六 （略）</p> <p>2～13 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社会福祉施設」とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>三の二 （略）</p> <p>四 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設</p> <p>五 社会福祉法第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設</p> <p>六 （略）</p> <p>2～13 （略）</p>

○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</p> <p>五 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 のぞみの園は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 知的障害者援護施設（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条第一項に規定する知的障害者援護施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</p> <p>五 （略）</p>

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）

新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（生活環境の調整）</p> <p>第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせん等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（生活環境の調整）</p> <p>第百一条 保護観察所の長は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定があつたときは、当該決定を受けた者の社会復帰の促進を図るため、当該決定を受けた者及びその家族等の相談に応じ、当該決定を受けた者が、指定入院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助並びに都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、<u>第四十九条</u>その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助を受けることができるようあつせん等の方法により、退院後の生活環境の調整を行わなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

(処遇の実施計画)

第四百四条 (略)

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 (略)

(関係機関相互間の連携の確保)

第八十条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条又は第四十九条、障害者自立支援法第二十九条その他の精神障害者の保健又は福祉

(処遇の実施計画)

第四百四条 (略)

2 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに指定通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づく援助、都道府県及び市町村による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

3 (略)

(関係機関相互間の連携の確保)

第八十条 保護観察所の長は、医療、精神保健観察、第九十一条の規定に基づく援助及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条、第四十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づく援助

2
(略)

に関する法令の規定に基づく援助が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

2
(略)

が、第百四条の規定により定められた実施計画に基づいて適正かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長との間において必要な情報交換を行うなどして協力体制を整備するとともに、処遇の実施状況を常に把握し、当該実施計画に関する関係機関相互間の緊密な連携の確保に努めなければならない。

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ随時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随時介護ヲ受クルトキハ当該介護ヲ受クル期間（左ニ掲グル期間ヲ除ク）其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十二条ニ規定スル障害者支援施設（次号ニ於テ障害者支援施設ト称ス）ヘノ入所ノ期間（同条第六項ニ規定スル生活介護（次号ニ於テ生活介護ト称ス）ヲ受ケタル場合ニ限ル）</p> <p>二 障害者支援施設（生活介護ヲ行フモノニ限ル）ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間</p> <p>三 病院又ハ診療所ヘノ入院ノ期間</p> <p>②（略）</p>	<p>第四十六条 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ随時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随時介護ヲ受クルトキハ当該介護ヲ受クル期間（左ニ掲グル期間ヲ除ク）其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条ニ規定スル身体障害者療護施設其ノ他之ニ準ズル施設トシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間</p> <p>二 病院又ハ診療所ヘノ入院ノ期間</p> <p>②（略）</p>

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条の八（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十二条に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）に入所している間（同条第六項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に</p>	<p>第十二条の八（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間</p>

準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間

三 病院又は診療所に入院している間

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）

二 第十二条の八第四項第二号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

三 病院又は診療所に入院している間

② (略)

二 病院又は診療所に入院している間

第二十四条 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二条の八第四項の厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設その他第十二条の八第四項第一号の厚生労働大臣が定める施設に入所している間

二 病院又は診療所に入院している間

② (略)

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。</p> <p>一 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十二条に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合</p> <p>（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p>	<p>第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。</p> <p>一 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合</p>

2

(略)

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に
準ずる施設として人事院が定めるものに入所している
場合

2

(略)

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）
 （附則第七十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支給要件）</p> <p>第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。</p> <p>二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に</p>	<p>（支給要件）</p> <p>第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者療護施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。</p> <p>二 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に</p>

継続して三月を超えて入院するに至ったとき。

継続して三月を超えて収容されるに至ったとき。

○地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護補償）</p> <p>第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五十二条に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合</p> <p>（同条第六項に規定する生活介護（次号において「生</p>	<p>（介護補償）</p> <p>第三十条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>一 病院又は診療所に入院している場合</p> <p>二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合</p>

<p>2 (略)</p> <p>三 活介護」という。)を受けている場合に限る。)に 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に 準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所してい る場合</p>	<p>2 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

○介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第六項に規定する生活介護（以下この項において「生活介護」という。）及び同条第十一項に規定する施設入所支援に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設に入所しているもの又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に入所しているものうち厚生労働省令で定めるものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。</p>	<p>（適用除外に関する経過措置）</p> <p>第十一条 介護保険法第九条の規定にかかわらず、当分の間、四十歳以上六十五歳未満の同法第七条第八項に規定する医療保険加入者又は六十五歳以上の者であつて、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の十一第二項の規定による支給の決定（同法第五条第四項に規定する身体障害者療護施設支援に係るものに限る。）を受けて同法第十七条の二十四第一項の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設に入所しているもの若しくは同法第十八条第三項の規定により身体障害者療護施設に入所しているものその他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、介護保険の被保険者としない。</p>

2

(略)

2

(略)

○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第七十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一項第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護</p>	<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者又は老人福祉法第十一条の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。</p>

については、その者がこれらの施設又は住居に引き続き
入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一
項ただし書の規定により入所しているものとみなして、
第十九条第三項の規定を適用する。

○生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法第十一条第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条</p>	<p>（保護の実施機関についての特例）</p> <p>第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条第三項の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の三十二第一項の規定により障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十六項に規定する共同生活援助（以下この条において「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者、老人福祉法第十一条第一号の規定により養護老人ホームに入所し、若しくは同項第二号の規定により特別養護老人ホームに入所している者又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて共同生活援助を行う住居に入居している者に対する保護</p>

第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて障害者支援施設、のぞみの園若しくは同法第五条第一項の厚生労働省令で定める施設に入所している者に対する保護については、その者がこれらの施設に引き続き入所している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

については、その者がこれらの施設又は住居に引き続き入所し、又は入居している間、その者は、第三十条第一項ただし書の規定により入所しているものとみなして、第十九条第三項の規定を適用する。

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等</p>	<p>（病院等に入院又は入所中の被保険者の特例）</p> <p>第百十六条の二 次の各号に掲げる入院又は入所（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病</p>

及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一・二 (略)

二の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号

）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居への入居

三〇六 (略)

2・3 (略)

院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一・二 (略)

三〇六 (略)

2・3 (略)

○国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第八十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所又は施設（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をする被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び</p>	<p>（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の特例）</p> <p>第百十六条の二 次の各号に掲げる入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしたことにより、当該各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該病院等に入院等をした際他の市町村（当該病院等が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、二以上の病院等に継続して入院等をしている被保険者であつて、現に入院等をしている病院等（以下この条において「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしてきた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等</p>

現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七
条第一項に規定する児童福祉施設への入所（同法第二
十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定に
よる入所措置がとられた場合に限る。）

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第

五条第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一
項の厚生労働省令で定める施設への入所

四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの
園法（平成十四年法律第六十七号）第十一条第一号
の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施
設のぞみの園の設置する施設への入所

及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所
を変更したと認められるもの（次項において「特定継続
入院等被保険者」という。）については、この限りでな
い。

一（略）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七
条に規定する児童福祉施設への入所（同法第二十七条
第一項第三号又は同法第二十七条の二の規定による入
所措置がとられた場合に限る。）

二の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号

）第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居
への入居

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三
号）第十七条の二十四第一項に規定する身体障害者更
生施設等への入所

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）
第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施
設等（同法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤
寮を除く。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総
合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）

五・六 (略)

2・3 (略)

第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

五・六 (略)

2・3 (略)

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）新旧対照表

（平成十八年十月一日施行）

（附則第八十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 六の二（略）</p> <p>七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業</p> <p>八 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供</p>	<p>（特別の財政援助及びその対象となる事業）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 六の二（略）</p> <p>七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第二項又は第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業</p> <p>八 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条の規定により都道府県又は市町村が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業</p>

する施設の災害復旧事業

九〇十四 (略)

2
(略)

九〇十四 (略)

2
(略)

○地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第八十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			
別表第一（第四条関係）			
事業の区分	(略)	(略)	
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七 条第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろ うあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施 の 分 三	略	略	合 割 担 負 の 国
現 行			
別表第一（第四条関係）			
事業の区分	(略)	(略)	
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七 条に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児 施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通 の 分 三	略	略	合 割 担 負 の 国

(略)	(略)	(略)	(略)	設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築	二
略	略	略	略		二

(略)	(略)	(略)	(略)	所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築	二
略	略	略	略		二

(略)	別表第二(第四条関係)	事業の区分	児童福祉法第七條第一項に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、生活
略		合 割 担 負 の 県 府 道 都	一 の 分 六

(略)	別表第二(第四条関係)	事業の区分	児童福祉法第七條に規定する乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者
略		合 割 担 負 の 県 府 道 都	一 の 分 六

保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（同条第六項に規定する生活介護又は同条第十三項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、木造の施設の改築

福祉法第五条第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設、知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法第五条の三に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームのうち、木造の施設の改築

○沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第百五条関係）			
項	事業の区分	項	事業の区分
十八	児童福祉施設 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設の整備	十八	児童福祉施設 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する児童福祉施設の整備
十九	身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設	十九	身体障害者更生援護施設 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設
	十分の八以内		十分の八以内
	国庫の負担又は補助の割合の範囲		国庫の負担又は補助の割合の範囲
	三分の二以内		三分の二以内

二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一		二十	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	加支援施設の設置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	

二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	知的障害者援護施設	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設の整備	(略)	護施設の設置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三分の二以内	(略)	

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）新旧対照表（平成十八年四月一日施行）

（附則第九十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉に関する事務 二 民生委員に関する事務 三 身体障害者の福祉に関する事務 四 生活保護に関する事務 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 五の二 社会福祉事業に関する事務 五の三 知的障害者の福祉に関する事務 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 六の二 老人福祉に関する事務 	<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童福祉に関する事務 二 民生委員に関する事務 三 身体障害者の福祉に関する事務 四 生活保護に関する事務 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務 五の二 社会福祉事業に関する事務 五の三 知的障害者の福祉に関する事務 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 六の二 老人福祉に関する事務

法律	事務
----	----

七 母子保健に関する事務

八 障害者の自立支援に関する事務

九 食品衛生に関する事務

十 墓地、埋葬等の規制に関する事務

十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務

十二 結核の予防に関する事務

十三 都市計画に関する事務

十四 土地区画整理事業に関する事務

十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
----	----

七 母子保健に関する事務

八 削除

九 食品衛生に関する事務

十 墓地、埋葬等の規制に関する事務

十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務

十二 結核の予防に関する事務

十三 都市計画に関する事務

十四 土地区画整理事業に関する事務

十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	(略)
(略)	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二・三 (略)</p>	(略)
(略)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	(略)
(略)	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第五章第四節、第三十三条の四第一項及び第三項並びに第六章を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二・三 (略)</p>	(略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）新旧対照表（平成十八年十月一日施行）

（附則第九十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>			
法律	(略)	法律	(略)
事務	(略)	事務	(略)
<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</p>	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）</p>	<p>一 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一</p>

(略)	
(略)	<p>項及び第六項並びに第六章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務 二・三 (略)</p>
(略)	
(略)	<p>項及び第三項並びに第六章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務 二・三 (略)</p>